

## 社会福祉法人一志会 行動計画（女性活躍推進法）

各種ハラスメントに関する職員の意識を高め、男女ともに働きやすい職場環境の整備を行なうため、次の行動計画を策定する。

- 計画期間 令和4年2月1日 ～ 令和7年3月31日
  
- 目 標 ハラスメント発生件数 **0** を目指し、ハラスメント防止処置の充実を目指す。
  
- 取組内容・実施時期  
これまで年1回行っていた「法人適正化研修（ハラスメント研修を含む）」を年2回以上行なう。  
令和4年2月1日より、令和4年度事業計画の研修計画に盛り込めるよう準備を行い、4月より順次計画通り研修を実施する。